

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成27年4月15日から令和12年3月31日まで

富山県告示第482号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画道路

(名称) 3・5・424号 守山向野線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

高岡市東海老坂大坪、西海老坂大坪、西海老坂紺屋町、二上町の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

高岡市都市創造部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第483号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定及び指定の取消
しについて

富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第4条第2項の規定により次のとおり富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所を指定し、併せて次の売りさばき人及び売りさばき所の指定を取り消したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定したもの

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 指定年月日 | 令和6年12月27日 |
| (2) 売りさばき人 | 砺波市表町6番6号
廣橋 姿子 |
| (3) 売りさばき所 | 砺波市表町6番6号 |

2 指定を取り消したもの

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 指定取消年月日 | 令和6年12月27日 |
| (2) 売りさばき人 | 砺波市表町6番6号
廣橋 玉枝 |
| (3) 売りさばき所 | 砺波市表町6番6号 |

富山県告示第484号

収去飼料の試験結果の公表について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、令和6年10月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和6年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
北信産業株式会社 2100001003106 長野県長野市	株式会社窪田フア ーム 魚津市 6230001018252	牛用混合飼料	セサミヘルスフード	R6.10	かび毒-アフラトキシンB1、 ゼアラレノン 動物性飼料-肉骨粉	無
グリーンフード株式会社 3100001012031 長野県中野市	有限会社池多フア ーム 富山市 8230002006535	肥育牛用混合 飼料	とやま和牛吟醸仕上げ	R6.10	かび毒-アフラトキシンB1、 ゼアラレノン 動物性飼料-肉骨粉	無
沼田製粉株式会社 飼料工場 9230001009067 富山県小矢部市	同左	ふすま	ブランフード	R6.9	動物性飼料-肉骨粉	無
同左	同左	ふすま	特撰ふすま	R6.10	動物性飼料-肉骨粉	無

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
中部飼料株式会社 知多工場 2180001094757 愛知県知多市	丸七商事株式会社北陸営業 部富山営業所 (保管倉庫) 小矢部市 8110001005335	デイリーKagaプロ	R6.9	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無
同上	有限会社砺波飼料 (保管倉庫) 砺波市 9230002010395	はやぶさ後期	R6.10	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無
全国酪農飼料株式会社 東海工場 9010401074443 愛知県碧南市	湯浅商事株式会社北陸支店 (保管倉庫) 高岡市 1180001033286	特撰黒牛V509M	R6.10	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無
日和産業株式会社 坂出工場 7140001002355 香川県坂出市	有限会社小林有機 (保管倉庫) 射水市 3230002014402	ホープ	R6.9	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無
JA全農くみあい飼料株式会社 知多工場 8070001021304 愛知県知多市	JA全農くみあい飼料株式会 社東海支店富山駐在 (保管倉庫) 射水市 8070001021304	育成用18P	R6.10	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分	無

公 告

財政概況及び地方公営企業の業務の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び富山県財政概況の作成及び公表に関する条例（昭和23年富山県条例第6号）の規定による令和6年4月1日から令和6年9月30日までの期間における富山県財政概況並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項並びに富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）第10条、富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）第6条及び富山県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和62年富山県条例第41号）第6条の規定による令和6年4月1日から令和6年9月30日までの期間における富山県の地方公営企業の業務の状況を別紙のとおり公表します。

（なお、「別紙」については省略し、富山県経営管理部財政課並びに市役所及び町村役場に備えて閲覧に供します。）

令和6年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新川農林振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年7月29日から令和6年10月17日まで

3 作業地域

魚津市長引野ほか地内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新川農林振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年6月25日から令和6年9月2日まで

3 作業地域

富山県下新川郡朝日町沼保ほか地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、立山町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

2 作業期間

令和6年9月27日から令和6年11月29日まで

3 作業地域

立山町 東谷地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局北陸技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業期間

令和6年10月15日から令和7年2月21日まで

3 作業地域

北陸地方整備局 管内（富山河川国道事務所 管内）

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測深測量）

2 作業期間

令和6年10月10日から令和7年5月30日まで

3 作業地域

神通川流域

都市計画事業の施行

南砺都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和6年12月27日

富山県知事 新田 八朗

1 都市計画事業の種類及び名称

南砺都市計画道路事業

3・4・7号 谷今町線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

南砺市寺家330 富山県砺波土木センター

4 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

伏木富山港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、伏木富山港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和6年12月27日

伏木富山港港湾管理者 富山県

代表者 富山県知事 新田 八朗

1 港湾計画の変更の概要

平成11年8月31日付け富山県報によりその概要を公告した伏木富山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
新湊	7.5	12

(2) 旅客船埠頭計画

岸壁

地区名	水深（メートル）	延長（メートル）
新湊	7.5	296

2 港湾計画の縦覧の場所

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部港湾課

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年12月27日

富山県知事 新田 八朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
南砺市松木7番1、8番、11番、12番、27番1、28番1、28番2、29番1、29番2、30番、31番、3001番2、3019番4並びに9番、10番、2005番2及び3016番7の各一部			南砺市松木8番地	株式会社赤坂柿山